

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 6 月及び同年 7 月  
③ 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月  
④ 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで  
⑤ 昭和 61 年 8 月及び同年 9 月  
⑥ 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで

国民年金保険料の納付書が届くと納付期限前に、結婚後は、私が自身と夫の保険料を一緒に納付していたので、保険料の納付漏れがあることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金保険料の納付書が届くと納付期限前に、結婚後は、自身とその夫の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間②については、2 か月と短期間であり、その前後の保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとするその夫の申立期間②に係る保険料は納付済みであることから、申立人が自身の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は A 市で昭和 45 年 11 月以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿等により確認できるが、申立人の戸籍の附票により当時の住所が確認できず、申立人も当時の住所地等について記憶が無く、保険料を納付

していなかったかも知れないと申述するなど、当時の保険料の納付場所及び納付方法が不明である。

また、申立期間③から⑥までについて、申立人は、自身とその夫の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人とその夫は、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が夫婦二人分の保険料を納付期限前に納付していたとする申立人の主張とは整合しない上、申立期間③から⑥までについては、その夫も保険料が未納となっている。

さらに、申立期間は、合計 6 回に及んでおり、その全てにおいて、行政側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立期間①及び③から⑥までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月  
② 昭和43年1月

私は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②については、母が保険料を納付していたはずであり、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、1か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法など、その記憶が具体的かつ鮮明である上、納付したとする金額についても当時の保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間①を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間②については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその母親は既に他界しているため、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間②に係る記載が無い上、オンライン記録の国民年金被保険者資格の再取得日が昭和43年2月1日となっていることから、申立期間②については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和26年5月1日に、資格喪失日に係る記録を28年2月5日とし、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年5月から28年2月5日まで

A社及びC社に昭和26年5月から勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が28年2月5日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同時期に勤務し、同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元従業員は「申立人は、申立期間において継続して勤務しており、勤務形態に変更は無く、業務内容及び就業場所は自分と同じだった。厚生年金保険には、選択ではなく全員が加入していた。」と証言している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人と同質性の高い業務形態の女性従業員は、同社での勤務期間において、継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、前述の複数の元従業員が証言した当時のA社の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においてはほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種、同年代の同僚の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出することとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年7月26日に訂正し、また、申立人の申立期間②の同社D工場における資格取得日に係る記録を41年9月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月26日から同年8月26日まで  
② 昭和41年9月20日から同年10月1日まで

A社に、昭和32年3月2日に入社し、平成8年6月30日に退職するまで継続して勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及びB社の回答並びに同社から提出された在籍証明書及び異動履歴から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社C工場に、申立期間②において同社D工場にそれぞれ継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における被保険者資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D工場における被保険者資格取得時の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、申立期間①及び②について、共に当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで  
A社に、昭和63年4月1日から平成4年9月30日まで勤務していた。国の記録では、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、同年10月1日の誤りだと思うので、被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間を含む昭和63年4月1日から平成4年9月30日までの間、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所の申立期間当時の申立人を含む複数の厚生年金保険被保険者については、資格喪失日が、当初、平成4年10月1日と記録されていたものが、同年11月4日付けで、遡及して同年9月30日に訂正されたことが確認できる。しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、元同僚は「申立人は、A社でB職を担当していた。」と証言していることから、申立人は社会保険事務に関与していないと認められる。

加えて、申立期間当時における滞納処分票等の資料は確認できないものの、当該事業所に係る当時の経理・事務担当者は「社会保険料の滞納の件で事業主と数回、社会保険事務所を訪問した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失処理を行う合理的理由は無く、有効な資格喪失処理とは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成4年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年3月まで

私は、結婚した昭和53年\*月に国民年金に加入し、保険料を納付していた。その後、時期は不明だが、社会保険庁（当時）から封書が届き、結婚前の期間の保険料が未納になっていたことが分かったため、その保険料をまとめて10万円ぐらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁から封書が届き、結婚前の期間の国民年金保険料が未納になっていたことが分かったため、申立期間の保険料をまとめて10万円ぐらい納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（紙台帳）により、申立人には昭和52年度保険料と推認される納付書が発行されていることが確認できるが、その保険料額は申立人が納付したと主張する保険料の納付金額と大きく相違している。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）や役場に出向いたり電話をして年金関係の手続等を行ったことは無いと申述していることから、昭和53年7月から55年6月まで実施された第3回特例納付により申立期間の保険料を納付したとも考え難い。

さらに、申立期間の保険料に係る納付時期、納付場所等について、当初の申立内容と意見陳述時の申述内容が異なるなど、記憶が曖昧である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 61 年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 9 月までの期間、62 年 2 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 7 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月  
② 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 8 月及び同年 9 月  
④ 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで  
⑤ 平成 7 年 8 月

国民年金保険料の納付書が届くと納付期限前に、妻が私と妻自身の保険料を一緒に納付していたので、保険料の納付漏れがあることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付書が届くと納付期限前に、その妻が申立人と妻自身の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人とその妻は、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、その妻が夫婦二人分の保険料を納付期限前に納付していたとする申立人の主張とは整合しない上、申立人の申立期間①から④までについては、その妻も保険料が未納となっている。

また、申立期間⑤については、申立人が国民健康保険に加入した記録が無く、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は記憶が曖昧である上、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、合計 5 回に及んでおり、その全てにおいて、行政

側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 60 年 6 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 60 年 6 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 58 年\*月に子が出生し、その届出に行った町役場窓口で、国民年金に未加入であるために出産の補助金は支給できないと言われたため、国民年金の加入手続を行い、それまでの未納保険料をまとめて納付した。その後は、父が、隣組による自宅集金及び町役場に直接持参することにより納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年\*月にそれまでの未納保険料を自身が町役場窓口においてまとめて納付し、その後は、その父親が隣組による自宅集金及び町役場窓口へ持参することにより保険料を納付したと申述しているが、申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が 55 年 12 月に被保険者資格を取得したものの、57 年 1 月に 56 年 4 月 1 日に遡及して被保険者資格を喪失させたこと、及び 62 年 8 月 14 日に前述の資格喪失を取り消したことが確認できることから、当時、56 年 4 月 1 日から 58 年 8 月 13 日までの期間については、国民年金に未加入期間となっていたことから、保険料を納付することができなかつた上、資格喪失の取消時点では、60 年 6 月以前の期間については時効により保険料を納付することができない。なお、前述の被保険者名簿により、60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間については、62 年 10 月 15 日に遡って保険料を納付したことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿には、昭和 61 年度及び 62 年度については保険料が未納の表示と推認される「未」が記載されていることなどから、その記載内容に不自然さは見受けられない。

さらに、申立人自身は、申立期間の大半に係る保険料納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬厚生年金 事案 1142 (事案 369 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 11 日から同年 7 月 29 日まで

A社における私の厚生年金保険の加入記録は、昭和 39 年 8 月 18 日から 40 年 5 月 11 日までの期間となっているが、一緒に同社に勤務していた妻は、同年\*月\*日に出産のため、その直前で退職したにもかかわらず、被保険者資格喪失日が、同年 7 月 29 日となっており、私と妻の資格喪失日が入れ替わっているものと思われる。妻が同日まで勤務していないのは事実であり、資格喪失の事務処理誤りと思われるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

前回の申立てに対する第三者委員会の結論に納得できないため、妻の戸籍謄本を添付するので、再申立てしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は現存せず、事業主も既に死亡しており、関連資料等を得られないこと、ii) 申立期間に被保険者資格を取得した従業員は「申立人のことは知らない。自分が入社する前に退職したのではないかと思う。」と証言していること、iii) 国（厚生労働省）が保有しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及びその妻の記録について、訂正等の形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理誤りをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同様の主張をする

が、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 2 年 7 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低く記録されている。給与は 30 万円ぐらいもらっていた。申立期間の標準報酬月額について、正しく記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、申立人から提出された村・県民税特別徴収納税通知書（平成元年度及び2年度）及び源泉徴収票（昭和 63 年分）によると、申立期間のうち昭和 63 年 1 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額以上であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和 60 年 10 月 1 日から 63 年 1 月 1 日までの期間及び平成 2 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A社

は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。